

令和4年東郷町教育委員会1月定例会	
日時	令和4年1月28日(金) 午後1時30分 開会 午後2時10分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 小出 直美 委 員 奥谷 美香 委 員 石田 守良 委 員 加藤 逸男
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 学校教育課長 成田 敏弘 生涯学習課長 坂野 丈就 給食センター所長 中嶋 章人 指 導 主 事 高木 一彦
会議録作成職員	学校教育課長 成田 敏弘
会議録署名委員	中根教育長 加藤委員
教育長の報告	校長への指導事項等について
報告事項	(1) 1月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)
議題	議案第1号 東郷町立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金に関する要綱の制定について(学校教育課) 議案第2号 東郷町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について(学校教育課) 議案第3号 東郷町特別支援教育就学奨励費事務処理要領の一部改正について(学校教育課) 議案第4号 東郷町体力づくり推進委員の委嘱について(生涯学習課) 議案第5号 後援名義の使用許可について(学校教育課)
傍聴者	なし

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 1 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と加藤委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>全員異議なし</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、1 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と加藤委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校現場も多くの感染者が確認されております。春木中学校は 1 月 24 日から 3 年生が学年閉鎖、本日から 2 月 1 日まで対応を広げ、全学年学校閉鎖としました。</p> <p>1 月 31 日月曜日に臨時校長会を開き、学校での感染症予防対策の徹底、注意喚起を行います。</p> <p>1 月 13 日の校長会では、</p> <p>1 の不祥事防止関係では、事例を示し、職員の指導をお願いしました。</p> <p>2 の児童生徒関係の事故・事件では、交通安全指導、SNS で安全でない不必要なつながりを持たないように指導をお願いしました。</p> <p>また、体育の授業でのケガが報告されておりますので、準備運動をしっかりして、事故の際は適切な対応をお願いしました。</p> <p>3 の文部科学省、県の動きでは、教員の感染防止事項の徹底をお願いし、体調が悪ければ出勤しないよう指導をしました。</p> <p>5 の依頼事項では、通勤、帰宅時の交通事故に気を付けるよう指導をお願いしました。</p> <p>6 のその他で、今年度卒業式の教育委員会告示は、前年度同様文章で行うことを伝えました。</p> <p>以上で校長会の報告を終わります。</p>
教育長	<p>次に、1 月 11 日に開催されました愛日地方教育事務協議会についての報告です。</p> <p>2 の協議事項は(1)から(4)で事業計画関係、歳入歳出予算案について承認されました。</p> <p>3 の報告事項では、学校推進委員会での、オンライン授業、ICT 活用の情報交換がおこなわれたとの報告がありました。</p> <p>4 の尾張教育事務所からの連絡依頼事項では、校長任用試験、教頭任用試験の結果が資料のとおり報告がありました。</p> <p>(2)では校長会でもお伝えしました、児童生徒の事故の報告がありました。</p>

	以上で、事務協の報告を終わります。
教育長	教育長からの報告は以上です。 質問がありましたらお願いします。
委員	コロナ下における学校閉鎖とする基準と、権限がどこにあるのかを教えてください。
学校教育課長	文部科学省が定めているマニュアルと、県教育委員会からの情報を参考に、学校で感染が複数確認された場合に、保健所や学校医から助言をいただき、町が判断しています。
委員	具体的な人数はありますか。
学校教育課長	明確な人数の決めはありません。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
指導主事	<p>(1) 1月校長会について</p> <p>冬休み中、各校の児童生徒は特に大きな事故やけがもなく過ごすことができました。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーによる冬休み電話相談を4日間行いましたが、期間中に児童生徒からの相談は1件もございませんでした。</p> <p>今回のまん延防止等重点措置を受け、意識の高揚をあらためて図るため、1月20日(木)に家庭向け文書を配付しました。感染症対策として各校では、授業参観や6年生向けの授業見学会などの行事は、中止または延期、縮小しています。部活動は、対外的な試合は自粛し、感染症対策を徹底した上で校内練習のみ実施となっています。また、中学校では、私立・専修学校の入試日にあたる2月1日(火)～3日(木)の3日間、入試がなく通常は登校すべき3年生を出席停止とし、自宅での学習日としました。</p> <p>コロナウイルス感染状況につきましては、以前にはない広がりが見られます。感染された方のすべてが軽症であり、重症化していないのが幸いな状況です。これまでに感染源が学校と特定されるケースはありませんが、春木中では関係者の感染が多数となったため、受験を控えた3年生を対象に、1月25日から、さらに、他の学年も感染が拡大している状況だったため、本日28日から2月1日まで学校閉鎖としています。</p> <p>職員関係について、12月の在校時間につきましては、100時間を超えた職員はおりませんでした。また、80時間超は10名でした。人数は前月と同じです。引き続き、タイムカードの活用により職員の在校時間を客観的に把握するとともに、職員の健康状況に気を配りながら、よりよい職場環境づくりに努めていきます。</p>

学校教育課長	(2) 後援名義の使用許可について 資料は、1 ページからになります。 令和3年12月27日から令和4年1月25日までに申請のあった件数は、資料のとおり2件です。 いずれも過去に許可したものと同様の内容でした。
学校教育課長	(3) 要保護・準要保護児童生徒数について 資料2ページをご覧ください。 令和3年12月22日から令和4年1月24日までに、新規の認定はありませんでした。現在の認定者は200件、うち要保護2件、準要保護198件でした。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
委員	職員の80時間超えの人は、毎月同じ人ですか。
指導主事	同じ人もいます。
委員	仕事の割り振りが悪いということですか。
指導主事	そうならないように、学校長に注意しています。
教育長	在校時間が多い先生は、部活が関係しています。そのため、週1回の部活動中止を、週2回に増やすことを検討しています。
委員	確か、長時間勤務が45時間を超えた月が、何か月かあると問題になると法律上問題になると思います。45時間を超えた月がどれだけあるのか、1年を通して、個人単位でデータ管理をするようにしてください。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第5、議題に入ります。 議案第1号 東郷町立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金に関する要綱の制定について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、「議案第1号 東郷町立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金に関する要綱の制定について」説明します。 資料は、3ページからになります。 議案第1号 東郷町立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金に関する要綱の制定について 東郷町立小中学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金に関する要綱を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の規定に基づき、同法第15条第1項第7号に規定する災害共済給付に係る共済掛金のうち、東郷町立小学校又は中学校の児童生徒の保護者から徴収する額について、必要な事項を定めるためである。 資料5ページをお願いします。 主な制定内容としては、 (1) 趣旨を定めること。(第1条関係)

	<p>(2) 保護者負担額を定めること。(第2条関係)</p> <p>(3) 免除を定めること。(第3条関係)</p> <p>(4) 委任を定めること。(第4条関係)</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第1号について、審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、議案第1号について、採決に入ります。 議案第1号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第1号については、原案のとおり可決します。 次に、議案第2号 東郷町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>それでは、「議案第2号 東郷町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について」説明します。</p> <p>資料は、6ページからになります。議案第2号 東郷町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について</p> <p>東郷町就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。</p> <p>この案を提出するのは、東郷町教育委員会の承認を求めるため必要があるからである。</p> <p>資料46ページをお願いします。</p> <p>改正理由としては、ICT教育を推進するため、オンライン学習通信費を支給する必要があるため。また、申請手続きを簡素化することで、保護者の負担軽減を図るため。</p> <p>改正内容としては、</p> <p>(1) 就学援助対象経費に、オンライン学習通信費を加えること。</p> <p>(2) 保護者の認定申請手続き及び受給申請手続きを統合すること。</p> <p>施行期日は、令和4年2月1日から施行すること。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第2号について、審議をお願いします。
委員	要綱の改正が遅いと思います。ICTの関係は、本来、昨年中に改正すべきものだと思います。
教育長	ほかに質問もないようですので、議案第2号について、採決に入ります。 議案第2号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第2号については、原案のとおり可決します。 次に、議案第3号 東郷町特別支援教育就学奨励費事務処理要領の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、「議案第3号 東郷町特別支援教育就学奨励費事務処理要領の一

	<p>部改正について」説明します。</p> <p>資料は、47ページからになります。議案第3号 東郷町特別支援教育就学奨励費事務処理要領の一部改正について</p> <p>東郷町特別支援教育就学奨励費事務処理要領の一部改正について、別紙のとおり定めるものとする。</p> <p>この案を提出するのは、東郷町教育委員会の承認を求めるため必要があるからである。</p> <p>資料68ページをお願いします。</p> <p>改正理由としては、手続きを簡素化することで、学校の事務負担の軽減を図る必要があるからである。</p> <p>改正内容としては、</p> <p>(1) 支給方法について、校長の請求を不要とすること。(第7条関係)</p> <p>(2) 校長は、毎月の支給額を積算し、一覧を提出すること。(第9条関係)</p> <p>施行期日は、令和4年2月1日から施行すること。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第3号について、審議をお願いします。
委員	様式の提出日は、和暦ですか、西暦ですか。
学校教育課長	どちらでも可です。
教育長	ほかに質問もないようですので、議案第3号について、採決に入ります。議案第3号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
教育長	全員賛成ですので、議案第3号については、原案のとおり可決します。次に、議案第4号 東郷町体力づくり推進委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	<p>議案第4号 東郷町体力づくり推進委員の委嘱について</p> <p>資料の69ページをご覧ください。</p> <p>東郷町体力づくり推進委員の委嘱について、下記のとおり委嘱するものとする。</p> <p>1 委嘱する者 的井延樹 担当学区：高嶺</p> <p>2 発令日付 令和4年2月1日</p> <p>3 委嘱期間 前任者の残任期間で、令和4年2月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>説明 この案を提出するのは、東郷町体力づくり推進委員設置規則第3条の規定に基づき、教育委員会が委嘱するため必要があるからです。</p> <p>東郷町体力づくり推進委員の任期は3年で、今年度4月から新しい任期となり</p> <p>5月の教育委員会にて委嘱の御承認をいただいておりますが、高嶺小学区において、推進委員のお1人の方が仕事の都合で海外への赴任が決まったことからその方の代わりに新たにお1人の委員を委嘱するものです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第4号について、審議をお願いします。

委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、議案第4号について、採決に入ります。 議案第4号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第4号については、原案のとおり可決します。 次に、議案第5号 後援名義の使用許可について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>それでは、「議案第5号 後援名義の使用について」説明します。 資料は、70ページからになります。 後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主催者は、「日進・東郷おやこ劇場」</li> <li>2 事業名は「日進・東郷おやこ劇場 例会」</li> <li>3 実施日は、令和4年3月20日(日)、4月24日(日)、5月15日(日)</li> <li>4 会場は、東郷町イーストプラザいこまい館多目的室A です。</li> </ol> <p>この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからである。 資料71ページをお願いします。 今回の事業の趣旨は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 乳児幼児の親子でむかしばなしやわらべ歌を交えたお芝居を観て心動く時間を体感したい。</li> <li>② 中学生以上の子供と大人で社会がどうあってほしいか自分はどうしたいか仲間と考えあいたい。</li> <li>③ 小学生親子で言葉のないマジックで想像力や遊び心を膨らませたい。</li> </ol> <p>今回の申請については、日進市教育委員会に申請中とのことです。 以上で説明とさせていただきます。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第5号について、審議をお願いします。
委員	多くの人が集まる計画になっていますが、コロナ対策は大丈夫ですか。
学校教育課長	いこまい館の基準に合わせて利用していただくことになります。
委員	利用可能人数はどれだけですか。
学校教育課長	150人となっているため、それを超えないようにしていただく必要があります。
委員	いこまい館の利用基準に従うことを条件に、許可としてください。
教育長	ほかに質問もないようですので、議案第5号について、採決に入ります。 議案第5号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第5号については、原案のとおり可決します。 1月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これを持ちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。</p>